



年金の請求手続き

保険年金課 ㊟775-5137
㊟775-9827

全ての年金は、受けられる資格があっても本人が請求手続きをしなければ受給できません。加入していた年金制度によって請求先が異なります。各年金の請求先は下表のとおりです。なお、手続きに必要な書類が個人により異なりますので、事前にねんきんダイヤル(㊟0570-051165)、大宮年金事務所(㊟652-3399)、または保険年金課年金担当に問い合わせてください。

●**老齢基礎年金** 【支給要件】次の①～⑤の期間の合計が原則として25年以上の人／①国民年金保険料納付済期間②国民年金保険料免除期間(一部免除の場合は、免除されなかった額を納付した期間)、納付猶予期間、法定免除期間、学生納付特例期間③厚生年金や共済組合の加入期間④第3号被保険者期間⑤合算対象期間(カラ期間) ※カラ期間とは、昭和36年4月～昭和61年3月に厚生年金や共済組合加入者の配偶者で、本人がどの年金制度にも加入していなかった期間などです。 ※受給資格期間を満たした人は、希望により60歳以上65歳未満に繰り上げ(減額)請求

または66歳以降の繰り下げ(増額)請求ができます。【年金額】満額で78万100円(平成28年度) ※免除・納付猶予・法定免除・学生納付特例期間や未納期間があると減額になります。【支給月】偶数月の15日

●**厚生年金を受給中の場合** 65歳より前に厚生年金を受給している人は、65歳の誕生日に簡易申請書を送付されます。必要事項を記入して、日本年金機構へ郵送してください。

加入していた年金制度	請求先
・国民年金 (第1号被保険者期間だけ)	保険年金課
・国民年金 (第3号被保険者期間のある人) ・国民年金と厚生年金の加入期間のある人 ・厚生年金だけ	年金事務所
・共済組合だけ	各共済組合または年金事務所
・国民年金と共済組合の加入期間のある人 ・厚生年金と共済組合の加入期間のある人 ・厚生年金と国民年金と共済組合の加入期間のある人	年金事務所と各共済組合



特別児童扶養手当の所得状況届の提出を

障害福祉課 ㊟775-5123
㊟776-8872

特別児童扶養手当を登録している人は、所得状況届を提出してください。この届けは、引き続き手当を受けられるかを審査するためのものです。登録者には、8月上旬に郵送で通知します。㊟8月12日(金)～9月12日(土)(日を除く) ㊟通知書に記載された必要書類と印鑑 【提出先】直接または郵送で障害福祉課〒362-8501本町3-1-1へ

東日本大震災で他地域に避難している人への特定健診・後期高齢者健診

保険年金課(特定健診) ㊟782-6494
(後期高齢者健診) ㊟775-5125
㊟775-9827

岩手県、福島県の一部市町村では、東日本大震災により住民票を異動しないで他地域に避難している人も、避難先で特定健診・後期高齢者健診を受けることができます。【特定健診・保健指導の対象者】国民健康保険に加入していて、以下の市町村から住民票を異動せずに避難している人

【岩手県】盛岡市、宮古市、大船渡市、

遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、二戸市、八幡平市、矢巾町、平泉町、大槌町、山田町、岩泉町、田野畑村、野田村、九戸村 【福島県】福島市、二本松市、会津若松市、相馬市、国見町、広野町、楢葉町、大熊町、双葉町、田村市、南相馬市、伊達市 【後期高齢者健診対象者】後期高齢者医療制度に加入していて、以下の福島県の市町村から住民票を異動せずに避難している人 会津若松市、白河市、相馬市、二本松市、田村市、南相馬市、伊達市、国見町、川俣町、北塩原村、柳津町、浅川町、古殿町、三春町、広野町、楢葉町、大熊町、双葉町、新地町

【受診期間】平成29年3月31日(金)まで 【検査内容】特定健診などの基本項目に沿った身体測定、血圧、尿検査など ※詳細な健診項目は医師が必要と認めた場合に実施します。市町村で独自に追加する検査項目や、がん検診などは除きます。㊟①避難元市町村に連絡②避難元市町村から「受診券」(実施医療機関一覧)「昨年度の健診結果」(昨年受けた人だけ)を送付③健診機関に予約④後日、健診機関から健診結果が送付 ㊟受診券、昨年度の健診結果、保険証 【受診上の注意】受診の前日または当日の食事や服薬などは、受診する健診機関に確認してください。

【岩手県】盛岡市、宮古市、大船渡市、

児童扶養手当現況届の提出を

子ども支援課
☎775-6819 ・ ☎774-5342

●現況届の提出

児童扶養手当に登録している人は、現況届を提出してください。この届けは、引き続き手当を受けられるかどうかを審査するためのものです。受給資格者には、事前に郵送で通知します。☎表1のとおり(受け付け/8時30分~17時、(土)12~13時と(日)祝を除く) ※証書番号別の受付期間に行けない場合は、証書番号にかかわらず8月中にお越しください。☎印鑑 ※その他、各自必要な書類は異なりますので、通知書に記載された必要書類をお持ちください。【提出先】直接、子ども支援課へ

●第2子以降加算額の改定

児童扶養手当法の改正により、8月から児童扶養手当の第2子以降加算額が改定されました。改定後の第2子以降加算額は、所得に応じて決定されます。【手当加算額】表2のとおり

【表1】

証書番号	受付期間
1~1700、 964100~20220000	8/1(月)~8/8(月)
1701~2750	8/9(火)~8/16(火)
2751~3500	8/17(水)~8/24(水)
3501~4100	8/25(木)~8/31(水)

【表2】

対象児童	改定前	改定後
第2子	5,000円	5,000~10,000円
第3子以降	3,000円	3,000~6,000円

ひとり親家庭への就労支援

子ども支援課
☎775-6819 ・ ☎774-5342

①高等学校卒業程度認定試験合格支援

ひとり親家庭の親・子の就職を支援するため、高卒認定試験合格を目指して講座を受講する場合、受講料の一部を支給します。☎(1)受講修了時給付金/高卒認定試験の合格を目指す講座を受講し修了した場合、経費の20%相当額(上限10万円)を支給 (2)合格時給付金/(1)を受給し受講修了した日から2年以内に高卒認定試験の全科目に合格した場合、経費の40%相当額(受講修了時給付金との合計上限15万円)を支給 ☎市内に住所があるひとり親家庭の親または子ども 【支給要件】次の全てに該当する人 高卒資格または大学入学資格がない/今までに同事業の給付金の支給を受けたことがない/就業経験などから判断して、高卒認定試験に合格することが適職に就くために必要と認められる/20歳未満の子どもを扶養している(親だけ)/児童扶養手当を受給している、または同様の所得水準である(親だけ)/20歳未満であり、ひとり親家庭の親に扶養されている(子だけ) ☎受講したい講座のパンフレットなどを用意して直接、子ども支援課へ

②教育訓練給付金

ひとり親家庭の親の雇用の安定と就職の促進を図るため、就業に結びつく可能性の高い講座の受講をする場合、受講料の一部を支給します。☎厚生労働省の指定教育訓練講座を受講し修了した場合、経費の60%相当額(上限20万円)を支給 ☎市内に住所がある母子家庭の母または父子家庭の父 【支給要件】次の全てに該当する人 20歳未満の子どもを扶

養している/児童扶養手当を受給している、または同様の所得水準である/今までに同事業の給付金の支給を受けたことがない/雇用保険法の訓練給付金の受給資格がない/適職につくために訓練を受けることが必要であると認められる ☎受講したい講座のパンフレットなどを用意して直接、子ども支援課へ ※対象講座については、教育訓練給付金制度ホームページ(☎http://www.kyufu.javada.or.jp/kensaku/T_M_kensaku)をご覧ください。

③高等職業訓練促進給付金・修了支援給付金

ひとり親家庭の親の経済的自立と生活の安定を図るため、資格取得のための修学をする場合、給付金を支給します。☎(1)高等職業訓練促進給付金/対象資格取得のため1年以上養成機関に通い修学する場合、月額70,500円(非課税世帯10万円)を最長3年間支給 (2)修了支援給付金/(1)を受給して全課程を修了した場合、25,000円(非課税世帯5万円)を支給 ☎市内に住所がある母子家庭の母または父子家庭の父 【支給要件】次の全てに該当する人 20歳未満の子どもを扶養している/児童扶養手当を受給している、または同様の所得水準である/今までに同事業の給付金の支給を受けたことがない/雇用保険法の訓練給付金の受給資格がない/資格取得のための修業が、就労や育児との両立困難であると認められる 【対象資格】看護師、准看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士など ☎養成機関の学校案内などを用意して直接、子ども支援課へ ※①~③のいずれも事前相談が必要です。

時とき 所ところ 内内容 対対象 費費用・金額 ※記載のないものは「無料」 定定員 持持ち物
申申し込み ※記載のないものは「当日、直接会場へ」 問問合わせ

(新)原市保育所の開設に伴う 入所申し込み

保育課
☎775-5121
☎774-5342

原市保育所と原市団地保育所が移転統合し、10月1日(土)に新たに原市保育所として開設します。(新)原市保育所では、対象年齢を広げ0歳児クラスを新設し、1歳児クラスの定員を拡大します。☎原市3241
☎生後57日から ☎0歳児/12人、1歳児/5人 ☎9月10日(土)までに直接、保育課へ ※先着順ではありません。入所希望者の家庭状況や保育を必要とする状況を総合的に判断して利用調整(選考)します。詳しくは保育課に問い合わせてください。

「上尾市水道事業ビジョン(案)」への意見を募集

経営総務課
☎775-5160
☎775-9041

水道事業を将来にわたって健全に運営するための基本計画となる「上尾市水道事業ビジョン」を策定します。このたび、その案がまとまりましたので意見を募集します。☎市内に在住・在勤・在学の人 【計画(案)の公表・意見募集期間】8月2日(火)

22日(月) 【計画(案)・意見書の設置場所】経営総務課(上下水道部庁舎2階)、市役所1階情報公開コーナー、各支所・出張所・公民館 ※市ホームページにも掲載しています。 【意見などの取り扱い】内容を検討し、計画策定の参考にします。 ※住所、氏名など個人が特定できる箇所を除き、意見の内容を市ホームページで公表します。個別には回答しません。 【提出方法】意見書(市ホームページからダウンロードも可)に必要な事項を記入して、直接または郵送(22日消印有効)、ファクス、メールで経営総務課(〒362-0001 上尾村1157、☎s601000@city.ageo.lg.jp)へ ※電話では受け付けできません。

都市計画の変更に係る案の 縦覧と意見書の受け付け

都市計画課
☎775-7629
☎775-9906
埼玉県都市計画課
☎830-5341
伊奈町都市計画課
☎721-2111

上尾都市計画の変更に当たり、都市計画法第17条に基づき都市計画面案の縦覧と意見書の受け付けをします。

●都市計画の案の縦覧 ☎8月30日(火)～9月13日(火)8時30分～17時15分(土)(日を除く) 【縦覧場所】上尾市

住宅用火災警報器の交換を

予防課 ☎775-1314・☎775-2230

平成18年6月1日から新築住宅に、平成20年6月1日から既存住宅にそれぞれ住宅用火災警報器(住警器)の設置が義務付けられています。住警器は、古くなると電子部品の寿命や電池切れなどで、火災を感知し



なくなることがあるため、とても危険です。一般に、10年を目安に交換することが推奨されています。平成18年以前に設置された住警器は交換時期です。早めに交換しましょう。

また、火災が発生した場合、正常に住警器が作動するよう日頃から点検と手入れ(掃除)をしましょう。

●取り付けサポート

住警器を購入したけれど、「取り付け方が分からない」「難しくて困っている」という家庭に、消防職員が直接訪問し、取り付けます。費用は一切かかりません。 ※消防職員は取り付け作業だけを行います。住警器は事前に購入してください。

都市計画課、伊奈町都市計画課、県都市計画課、県北本県土整備事務所 ※県都市計画課ホームページ ☎https://www.pref.saitama.lg.jp/a1102/toshaikakakunosintyoku/index.html)および市ホームページでも縦覧できます。 ☎上尾都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針「および」上尾都市計画区域区分の変更案(県決定)

●意見書の提出 ☎上尾市または伊奈町の住民および利害関係のある人 【提出方法】意見書(上記の縦覧場所にある)に必要な事項を記入して、9月13日まで(必着)に直接、または郵送で上尾市都市計画課(〒362-8501本町3-1-1)、伊奈町都市計画課(〒362-8517伊奈町小室9493)、県都市計画課(〒330-9301さいたま市浦和区高砂3-15-1)または県北本県土整備事務所(〒364-0007北本市東間3-143)へ ※県電子申請届出サービスによる提出もできます。詳しくは県都市計画課ホームページをご覧ください。

市長 キラリ通心

岡田久美子さん、
応援しています！

市長 島村 穰



市民の皆さん、こんにちは。市長の島村です。

いよいよ8月5日にリオデジャネイロオリンピックが開幕します。17日間にわたり繰り広げられる、世界のトップアスリートたちの真剣な戦いが今から楽しみですね。陸上女子20^{キロ}競歩では、上尾市出身の岡田久美子さんが日本代表として出場します。女子の競歩代表は岡田選手ただ一人です。

5年前、大学1年生の時に私と対談した際、競歩を始めたきっかけを尋ねたところ、「もともと走ることが好きだったので、高校ではマラソンや駅伝などの陸上競技を続けるつもりでした。私の高校では、入部した陸上部員全員が『100^{キロ}を全力で歩け』と言われる。見よう見まねで歩いてみたら『お前は世界を狙える』と顧問の先生が言ってくれたのです。そのひと言が自信となって本格的に競歩を始めました」と話

されていました。それから、ずっと第一線で活躍し続けていることは素晴らしい才能であり、その潜在能力を見抜き、新しい競技との出会いを与えた先生の「言葉の力」に感嘆します。

皆さんは、「一万時間の法則」という言葉を聞いたことがあるでしょうか。スポーツや芸術など、あらゆる分野でトップレベルに達した人は、例外なく一万時間にわたる修練の期間があったといえます。岡田さんも、その例にもれず、相当な練習を積んできたことでしょう。対談当時も週に6日の練習を続けていると強さの秘密を教えてくださいました。

「競歩は、体力勝負のイメージがありますが、実はつま先から頭のとっぺんまで、体全ての神経を使う、繊細で技術的な競技です。私はそこに魅力を感じます」と目を輝かせて語ってくれた、岡田さんの笑顔を思い出します。競歩の「歩」は訓では「あゆみ」です。あゆみちゃんとともに、上尾の地から応援しています。

岡田選手、頑張ってください！



祝 岡田久美子さん オリンピック出場

【プロフィール】おかだ・くみこ

1991年10月17日生まれ。東中学校卒業後、県立熊谷女子高等学校に進学し、競歩を始める。2008年インターハイ3000^{キロ}競歩で優勝、競歩歴1年で高校日本記録を塗り替え、同年、上尾市栄誉賞を受賞。2009年インターハイも優勝し2連覇。立教大学へ進学後、2013年日本インカレ10000^{キロ}競歩で優勝、大会4連覇を果たす。現在、ビックカメラ陸上部に所属し、2016年日本陸上競技選手権大会女子20^{キロ}競歩で優勝。日本女子競歩界のエースとして今後も活躍が期待される。



市民課(市マイナンバーコールセンター)
1月から交付しているマイナンバーカードは身分証明書として利用で
☎782-9922

マイナンバーカードの申請

このうち市長提出の22議案は、全て原案のとおり可決、承認または同意されました。

6月定例市議会は、6月10～27日の18日間の会期で開かれました。この議会では、アップル元気体操を新たに制作するための費用などを計上した補正予算案や、(仮称)戸崎東部公園用地を取得するための議案などが審議されました。

総務課 ☎775-4963
FAX 775-9819

6月定例市議会 補正予算などの議案を可決・承認・同意

きる他、「コンビニエンスストアで証明書が取得できる「コンビニ交付」など利用用途の拡大が期待されており、市でもすでに2万人以上の人から交付申請を受けています。当初は申請受け付けから交付まで3カ月以上かかっていましたが、現在は1カ月ほどで交付できます。費用も初回は無料です。【申請方法】昨年中に郵送された「通知カード」から「個人番号カード交付申請書」を切り離し、必要事項を記入の上、顔写真を貼り付け、返信用封筒で郵送 ※同封されていた封筒は、10月で使用できなくなりまので注意してください。パソコンやスマートフォンなどからも交付申請できます。詳細は、「地方公共団体情報システム機構 ホームページ」個人番号カード交付申請(☎https://www.kojinbangou-card.go.jp/kofujinse)をご覧ください。

時とき 所ところ 内内容 対対象 費用・金額 ※記載のないものは「無料」 定定員 持持ち物
申申し込み ※記載のないものは「当日、直接会場へ」 問問合わせ

8月は「道路ふれあい月間」

道路課 0775-85597
0775-99906

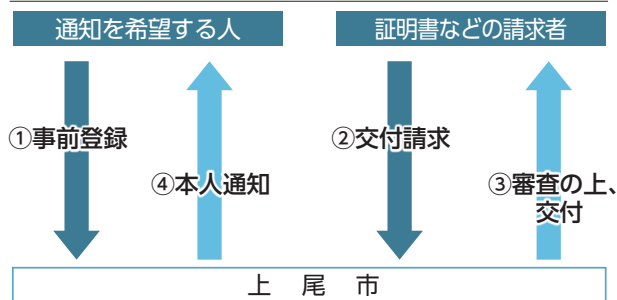
毎年8月は、身近な存在でありながら、普段あまり意識することのない道路の役割や重要性を再認識する「道路ふれあい月間」です。また8月10日は「道の日」です。道路上への商品の展示や看板・旗ざおなどの掲示、民有地からの枝の張り出しや雑草の生い茂りは、道路を狭くして歩行者や車両などの通行の妨げとなります。

本人通知制度 ～不正取得を防止するために～

市民課 0775-5128・0775-9827

住民票の写しや戸籍謄本などを代理人や第三者に交付した場合、事前に登録している人に交付年月日・種類・交付通数・交付請求者の種別を郵送によりお知らせします。身元調査など人権侵害の未然防止や委任状の偽造、不正取得の抑止につながります。☑住民基本台帳に登録されているか、戸籍に記載されている人 ☑申請書(市民課、各支所・出張所にある。市ホームページからダウンロードも可)に必要な事項を記入し、印鑑、本人を確認できる書類を用意して直接、市民課、各支所・出張所へ(土/日/祝を除く) ※郵送(市民課に限る)の場合は、本人を確認できる書類の写しを同封してください。

【制度の流れ】



通行の妨げとなつていているものは取り除き、快適で美しい道路環境をつくるためにご協力をお願いします。

8月30日～9月5日は「建築物防災週間」

建築安全課 0775-84900
0775-99906

建築物に関する防災知識の普及や防災対策の推進を目的として、年2回実施しています。この期間中、不特定多数の人が利用する施設などの建築物を点検します。建築基準法では、

建築物や昇降機の維持管理状況の報告を義務付けています。6月1日から新たな報告制度が施行されています。報告の対象や調査方法など、変更の内容は市ホームページをご覧ください。

上尾市総合防災訓練

危機管理防災課 0775-51400
0775-99927

「関東平野北西縁断層帯を震源とする直下型地震の発生によって市内に大きな被害が発生した」という想定で防災訓練を実施します。

消防機関と各種フライング関係機関などによる災害時応急対策活動の訓練や、防災協定を締結する自治体・民間団体が参加、協力して緊急物資供給訓練などを実施しますので、ぜひご観覧ください。 ※起震車による地震体験・煙体験コーナーもあります。 ☑8月21日(日)8～12時(予定) ☑原市小学校

チャイルドシート・シートベルト着用促進運動

交通防犯課 0775-51380
0775-99927

県内では、交通死亡・重傷事故防止のため、自動車乗車中のチャイルドシート・シートベルト(特に後部座

席)の着用促進運動を実施しています。交通事故時に、チャイルドシートを使用しない場合の死亡重傷率は使用時の2倍、シートベルトを着用しない場合の致死率は着用時の約14倍になります。自動車乗車中は必ずチャイルドシート・シートベルトを正しく着用しましょう。 【実施期間】8月1日(月)～31日(水)

生活騒音の防止

生活環境課 0775-69400
0775-99872

住宅の密集化などで、生活騒音のトラブルが増えています。多くの場合は近隣とのコミュニケーション不足が原因です。普段から必要以上に音を出さないよう次のことを心掛けましょう。 テレビ・コンポなどの音響機器や楽器などは必要以上に音を出さない/ドアやシャッターを閉めるとき、布団をたたくときなどは近隣に気を配る/自動車やバイクの空吹かしを止め/アイドリング・ストップを心掛ける/エアコンの室外機や給湯器は設置場所に注意する/マンションなどの共同住宅に住む人は共同生活のルールを守り、上下左右の部屋への騒音に気を付ける/ペットの鳴き声が近隣の迷惑になる場合がある/ので注意する

いきいきクラブに参加しませんか？

高齢介護課 ☎775-5124・☎776-8872

いきいきクラブは、おおむね60歳以上の人が入会できます。事務区を単位に89のクラブがあり、スポーツ・趣味活動・ボランティアなどを通して各会員が自主的に活動しています。生きがいや仲間を見つけたい、知識・技術を発揮して社会貢献したいと考えている人は、いきいきクラブに参加して有意義で輝く人生を歩みましょう。

●新しい仲間づくり

地域で同世代の仲間づくりができます。小学校での世代交流などの機会もあり、生活の幅が広がります。

●健康の保持・増進

スポーツ大会や健康体操などに参加して、健康の保

持・増進が図れます。

●新しい能力の発揮

芸能大会・展示会・手芸教室などを通して、これまでの生活、仕事、趣味などの知識や経験を生かす機会が増え、自己実現につながります。

●社会活動への参画と貢献

施設訪問、募金活動などのボランティアを通して社会参画・貢献ができます。

●心の安らぎと充実感

仲間ができ、孤独感や閉じこもりがなくなり、心の安らぎと充実感が得られます。また情報交換の場ができ、悩み事や心配事の解決につながります。

金婚式典 ダイヤモンド婚式典

高齢介護課 ☎775-5124・☎776-8872

金婚(結婚50年)とダイヤモンド婚(結婚60年)の夫婦を祝福し顕彰するため、次のとおり合同式典を行います。**☎10月29日(土)①午前(上尾・上平・原市地区、原市団地・尾山台団地に在住の夫婦)／10時～11時30分(受け付け／9時30分～)②午後(平方・大石・大谷地区、西上尾第一団地・西上尾第二団地に在住の夫婦)／14時～15時30分(受け付け／13時30分～)** ☎上尾市コミュニティセンター **☎金婚式典**／4月1日から式典当日まで夫婦共市内に住所があり、昭和41年中に結婚した夫婦 **ダイヤモンド婚式典**／4月1日から式典当日まで夫婦共市内に住所があり、昭和31年中に結婚した夫婦 ※過去に対象となっていて、まだ届け出をしていない夫婦も対象になります。 **☎**「金婚

式典・ダイヤモンド婚式典対象者届出書」に必要事項を記入して、8月31日(水)までに直接か郵送またはファクスで高齢介護課(〒362-8501本町3-1-1)か各支所・出張所、または各地区の民生委員へ

※送迎バスの利用を希望する人は、「送迎バス利用申込書」を提出してください。停留所と予定時刻は下表のとおりです。

※「金婚式典・ダイヤモンド婚式典対象者届出書」と「送迎バス利用申込書」は、高齢介護課、各支所・出張所、民生委員宅にあります。

※駐車場は、東西保健センターなど他施設をご利用いただくこととなりますので、送迎バスか公共交通機関を利用してください。

【表】

東側停留所		停車時刻
東側 A 経路	原市五区公民館前	8:30
	原市集会所	8:35
	尾山台出張所	8:40
	瓦葺保育所前	8:45
	原市団地北口	8:55
	沼南駅前(駅ロータリー)	9:00
	上新町	9:05
	コミュニティセンター	9:30
東側 B 経路	上郷集会所	8:35
	しらこぼと保育所前	8:45
	出荷所前(菅谷1丁目)	8:55
	上平支所	9:05
	東部浄水場南	9:10
コミュニティセンター	9:30	

西側停留所		停車時刻	
西側 A 経路	大谷支所	12:55	
	らぼーる上尾入口	13:00	
	平方支所	13:05	
	すくすく保育園前	13:10	
	コミュニティセンター	13:30	
	西側 B 経路	諏訪神社前	13:00
		西消防署前	13:05
浅間台大公園		13:10	
井戸木広場		13:15	
コミュニティセンター		13:30	

※時刻表の停留所、時刻、運行ルートは、申し込み状況により変更します。帰りのバスは、式典終了後にコミュニティセンターを出発します。

時とき 所ところ 内内容 対対象 費費用・金額 ※記載のないものは「無料」 定定員 持持ち物
 申申し込み ※記載のないものは「当日、直接会場へ」 問問合わせ

臨時福祉給付金、障害・遺族基礎年金受給者向けの年金生活者等支援臨時福祉給付金を支給

福祉総務課 ☎775-5118
☎775-9846

①臨時福祉給付金 昨年に引き続き、消費税率引き上げによる影響を緩和するため、低所得者に対し、臨時福祉給付金を支給します。☎平成28年1月1日時点で、上尾市の住民基本台帳に登録されており、平成28年度の市民税が課税されていない人 ※平成28年度の市民税が課税されている人の扶養親族など(控除対象配偶者、配偶者特別控除における配偶者、扶養親族、青色事業専従者、事業専従者)、生活保護制度の被保護者などは対象外です。【支給額】3千円(支給対象者1人当たり)

②障害・遺族基礎年金受給者向けの年金生活者等支援臨時福祉給付金 「億総活躍社会」の実現に向け、低所得の障害・遺族基礎年金受給者を対象に、障害・遺族基礎年金受給者向けの年金生活者等支援臨時福祉給付金を支給します。☎①の臨時福祉給付金の支給対象者のうち、障害基礎年金、遺族基礎年金などの年金の受給者 ※高齢者向け年金生活者等支援臨時福祉給付金(6月30日で申

請終了)の支給を受けた人は対象になりません。【支給額】3万円(支給対象者1人当たり)

●①②共通「申請方法」(1)支給対象になる可能性のある人がいる世帯に申請書を8月上旬に送付(2)世帯主や家族が、市民税が課税されている人の扶養親族などでないことを確認の上、必要事項を記入し、本人確認書類(対象者全員分)、口座振込のための預(貯)金通帳の写し、年金振込通知書などの写し(年金生活者等支援臨時福祉給付金を申請する人だけ)を添えて、同封の返信用封筒で福祉総務課へ【申請期間】8月8日(月)～12月28日(水)(土)(日)(祝を除く) ☎上尾市臨時福祉給付金問合せ専用電話☎775-5182(8月1日(月)～12月28日(水)(日)(祝を除く)

●給付金詐欺に注意

市職員や厚生労働省職員などが、現金自動預払機(ATM)の操作や手数料などの振り込みを求めるとは絶対にありません。給付を装った「振り込め詐欺」や「個人情報」の詐欺に注意してください。



◆市の各施設の臨時休館と移動執務◆

■イコス上尾

イコス上尾は施設設備点検のため、8月9日(火)は臨時休館します。☎イコス上尾☎772-1611・☎772-1614

■原市・上平・大谷公民館

館内消毒のため、8月13日(土)・14日(日)は臨時休館します。これに伴い公民館図書室も休館します。本の返却はブックポストにお願いします。☎原市公民館☎721-4948・☎721-4946、上平公民館☎775-9308・☎770-1102、大谷公民館☎781-0892・☎780-1113

■コミュニティセンター、消費生活センター

館内消毒のため、8月15日(月)・16日(火)は臨時休館します。これに伴い、消費生活センターは市役所議会棟4階全員協議会室(☎775-5111、内線376)で移動執務をします。☎上尾市コミュニティセンター☎775-0866・☎775-0868、消費生活センター☎775-0800・☎776-4600

ぐるっとくん敬老月間事業

高齢介護課 ☎775-5124
☎776-8872

①ぐるっとくんの無料乗車

ことしも9月は敬老月間として、市内循環バスぐるっとくんの無料乗車ができます。

②市内の日帰り温泉施設の利用割引

高齢者の健康増進・介護予防を推進するため、市内の日帰り温泉施設の協力を得て、利用の際、優待が受けられます。※詳細は各施設に問い合わせください。

●極楽湯上尾店(☎79-2641)／

上平菅谷北上尾線・原市平塚循環「天然温泉極楽湯前」下車

●湯の道利久上尾店(☎783-9988)／大石領家北上尾線「中分」または平

方丸山公園線「大石支所前」下車

●天然温泉花咲の湯(☎733-3726)／原市瓦葺線「四番耕地」または原市

平塚循環「原市駅」下車

●①②共通☎9月1日(木)～30日(金)

☎市内に在住の65歳以上(昭和26年9月30日以前生まれ)の人【利用方法】①は降車時、②は入館時に上尾市の介護保険被保険者証を提示 ※介護保険被保険者証が手元ない場合は、高齢介護課で再発行します。

**住宅地・学校などの近くでは
農薬使用に十分な配慮を**

農政課 ☎775-7384
☎775-9872

住宅地周辺での農薬散布に対するトラブルや相談が増えています。学校や公園などの公共施設、街路樹、住宅地に近接する土地や森林、住宅地に隣接した家庭菜園・市民農園を含む農地の管理に当たっては、農薬の飛散を原因とする健康被害を防ぐため農薬を使用しないよう心掛けましょう。また、農薬を散布せざるを得ない場合でも、農薬飛散防止に努めるとともに、周辺住民に周知するなど十分な配慮をしましょう。

**納税通知書用封筒の
広告を募集**

市民税課 ☎775-5131
☎775-9846
資産税課 ☎775-6649
☎775-9846

平成29年度に発送する納税通知書の封筒に掲載する広告を募集します。掲載は審査の上決定します。【掲載場所】封筒裏面【募集枚数】各封筒4枚以内【規格】縦3.5×横9センチ、単色刷り(市の指定色)【掲載料】5万円(1枚当たり)【申込み】申込書各担当課にある。市ホームページからダウン

ロードも可)に必要な事項を記入して8月1日(月)～10月31日(月)に直接、各担当課へ

税目	担当課	広告掲載期間	発送予定通数
市・県民税	市民税課	平成29年6月～平成30年5月	約40,000通
軽自動車税		平成29年5月～平成30年4月	約35,000通
固定資産税	資産税課		約70,000通

**ガソリンなどの貯蔵・
取り扱いに注意**

予防課 ☎775-1314
☎775-2230

ガソリンは引火点が非常に低く、ライターや静電気などの小さな火源でも着火する危険物です。火災を防ぐため、ガソリンなどの危険物の貯蔵・取り扱いについては次のことに注意しましょう。ガソリンなどを入れる容器は消防法で決められた一

定の強度を有するもの(金属製の携行缶など)を使用し、量は必要最小限とする/容器は火気から離れた日光の当たらない風通しの良い場所に保管する/漏れやあふれないように注意を払い、容器の取扱説明書などに従って適正な取り扱いをする/エンジン稼働中の発電機などへ給油はしない

防災行政無線の試験放送

危機管理防災課 ☎775-5140
☎775-9927

市では、防災行政無線のデジタル化へ向けて、現在調査を行っています。随時、試験放送を実施しますので、皆様のご理解ご協力をお願いします。☎8月1日(月)～31日(水)

**平成29年4月採用予定
市職員を募集**

職員課 ☎775-5112・☎775-9819

【第一次試験】

9月18日(日) ※試験時間と会場は、申し込み時にお知らせします。

【試験内容】

公務員として必要な知識について、活字印刷文による教養試験(学校給食調理員は適性試験)、作文試験、専門試験(土木・保健師・保育士)を行います。

【申し込み方法】

申込書(職員課、消防総務課、教育総務課各支所・出張所、図書館本館にある。市ホームページからダウンロードも可)に証明書用写真(縦4×横3センチ)2枚を貼り付けて、8月10日(水)または12日(金)の9～16時に申し込んでください。 ※受験資格、申込受付場所などは、市ホームページまたは申込書にある受験案内をご覧ください。

■職種と採用予定人数

職種	人数(人)
一般事務	15
一般事務(身体障害者)	3
一般事務(社会人採用)	6
土木	若干名
保健師	若干名
保育士	若干名
消防士	13
学校給食調理員	1

時とき 所ところ 内内容 対対象 費費用・金額 ※記載のないものは「無料」 定定員 持持ち物
申申し込み ※記載のないものは「当日、直接会場へ」 問問い合わせ